

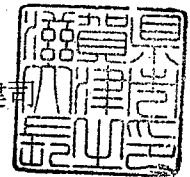
農業経営基盤の強化の促進に関する計画変更案縦覧公告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により定めた農業経営基盤の強化の促進に関する計画を変更するので、同条第 7 項の規定により公告するとともに、当該農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、同項の規定により、縦覧期間満了の日までに、当該農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案について本市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 4 日

大津市長 佐藤 健市



- 1 縦覧期間 令和 8 年 8 月 4 日から同月 18 日まで
- 2 縦覧場所及び意見書の提出先 大津市役所産業観光部農林水産課